

---

## 社) 宮城外洋帆走協会の当面の問題についての理事長 見解

---

平成 20 年 10 月 1 日

社団法人 宮城外洋帆走協会

理事長 渡辺孝志

今年は台風の本土上陸も無くまあ我々ヨットマンにとっても良い年でした。第 4 1 回親潮北上レース、先月の仙台ベイレースもレース委員長はじめ委員の皆様、また会員の皆様のご協力のもと盛会のうちに終わりました。また青函レース、ミステック X のジャパンカップ参戦も皆様の思い出に残る年だったと思います。

さて今、当協会が対外的に当面する問題

- 1) 「小型船舶の登録等に関する法律」と同法律の施行に伴う関係政令の実施について（県港湾課との意見調整）
- 2) 新公益法人制度について

会員の皆様にはこの事について初めての事でもありご心配をおかけしておるやに伺っております。つきましては要点を取りまとめて現段階での考えをお伝えいたします。

- 1) 今迄の経緯については昨年からの二回の総会で説明をしておりますが昨年 1 1 月に県港湾課の二人の課長補佐さん他二名、県塩釜港湾事務所から二名計六名が小浜の事務所においでになり理事長の渡辺と監事の武藤氏が対応しました。  
上記の法律、政令等にもとづく県への支払いが増える事についてはこれ以上の支出、それと艇の管理等に関しても県側の意見には会員の同意は到底得られないとお断りしております。  
今年に入り二回目の会議があり協会から餅副理事長も参加して三名で対処し、県から「小浜協議会」（仮称）を立ち上げてと言う提案があり賛成をしております。  
当協会には登記している事務所もあり今迄二十年にわたる既得権も発生していると言う認識でありますので協会としては小浜から移動するような事は無いと言うのが今の所のスタンスです。会員の皆様も小浜の協会については泊地も現状維持との理解でよろしいと思います。  
春には私が県の港湾課に笠松課長さんをお訪ねしてよろしくとの挨拶をしてきております。

2) 新公益法人制度については今年の12月1日から当協会も特例民法法人に移行します。

今後、今迄の公益法人は公益法人と一般法人とに分かれることになり私も春の頃は公益法人を目指しての研究をしていましたがいろいろ分かって来ました。当協会は今のところ一般法人を目指した方がベターと考えております。公益法人としての認定を取得するにはあまりに高いハードルをクリアしなければなりません。一般法人になっても税制を含めて今までとほとんど変わりません。

その理由：

1. 公益法人は会の支出の50%以上が公益的事業が目的である事。会員が会費を出してまかなっている法人は無理。(殆どが寄付でまかなわれている日本赤十字社等が公益に該当)最近発表になった税制でも公益法人には優遇処置などのメリットがあるが、一般法人には柔軟な事業展開が可能と云う面もあり当協会は一般法人で気楽にやっけて行くのも良いのではないか。

2. もう一つ、いずれを選択するか判断する際に重要なことは、一般法人になれば、条件を整えばいつでも公益法人への移行申請が可能だが、公益法人になった場合は、仮に認定が取り消されて一般法人になると、公益目的事業のために使用していた財産(建物、設備、金融資産等)の全てを手放す(他の公益団体等に贈与する)事になるという点があります。

この間、監事の武藤氏には県、民間の団体の法人改革説明会に行っていただき、また事務の黒沢さんにも県教育委員会の説明会に。なにせ初めての事でその資料、事務量大変なもの様です。

移行期間は20年12月1日から25年11月30日迄ですので全国に2万5千あると云う公益法人の先頭は切らずに1-2年を目標に粛々と事に当たって行きたいと思えます。

この事は年末の総会で提案して相談しますが、さし当たっては次回の理事会でも練って行きたいと思えます。

以上